

○逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱

平成26年4月1日

逗子市要綱

(目的)

第1条 この要綱は、逗子市地域防災計画等に基づき、大地震その他の災害により水道施設が被害を受け、給水が困難となった場合において、水道施設が復旧するまでの間、市内にある井戸水を飲料水及び生活用水として活用し、地域における応急給水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「指定井戸」とは、災害時に地域住民の飲料水及び生活用水として利用するため、市長が指定した井戸をいう。

(指定)

第3条 市長は、次に掲げる指定要件を満たした井戸を指定井戸として指定するものとする。

- (1) 市内にあること。
- (2) 現に使用し、今後も使用する予定のものであること。
- (3) 現にその井戸を所有又は管理している者（以下「所有者等」という。）があり、その者が井戸水を提供する意思を有していること。
- (4) 屋外その他付近住民が使用しやすい場所にあること。
- (5) 地域住民等に周知できるよう井戸の所在地、所有者等の氏名等必要事項を公表できるものであること。
- (6) その他市長が特に必要があると認めること。

(協力の要請)

第4条 市長は、指定井戸の所有者等に対し、次に掲げる事項について協力を要請するものとする。

- (1) 災害時等における地域住民等への井戸水の提供
- (2) 門、扉、塀等近隣から見える場所への「災害対策用指定井戸」の標識の表示
- (3) 指定井戸に関する情報を防災関係資料及び市ホームページ等に公表することの承諾
- (4) 自主防災組織その他防災を目的として活動する団体等への指定井戸に関する情

報の提供

(5) その他市長が特に必要があると認めること。

(所有者等の責務)

第5条 指定井戸の所有者等は、善良な管理者の注意をもって、当該井戸の維持管理に当たらなければならない。

2 指定井戸の所有者は、当該井戸が故障等により長期間使用不能となるときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(維持管理報償金の交付)

第6条 市は、指定井戸の所有者等に対し、当該井戸の維持管理に要する経費の一部として、維持管理報償金を交付する。

2 報償金の交付対象は、毎年度4月1日現在の指定井戸とする。

3 報償金の額は、市が実施する水質検査の結果に基づき、飲料水に適していると認められるときは1基につき年額6,000円を、生活用水に適していると認められるときは1基につき年額3,000円とする。

(指定の申請等)

第7条 指定井戸として指定しようとする井戸の所有者等（以下「申請者」という。）は、逗子市災害対策用指定井戸申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、必要な調査及び水質検査を行い、指定の可否を決定した後、速やかに申請者に対し、逗子市災害対策用指定井戸決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(指定内容の変更等)

第8条 指定井戸の所有者等は、所有者等の変更又は相続等により、指定井戸の所有者等を親族内で変更したときは、逗子市災害対策用指定井戸所有者（管理者）名義変更届出書（第3号様式）により市長に届け出るものとする。

2 前項に規定するもののほか、住居等の売買により、指定井戸の所有者等を親族でない者に変更した場合で、新たに所有者等となった者が引き続き指定井戸として指定を受けようとするときは、前条第1項の規定に基づき、申請するものとする。

(維持管理等)

第9条 市長は、指定時及び1年に1回、指定井戸の水質検査を実施するものとし、当

該費用は、市が負担するものとする。

(指定の解除)

第10条 指定井戸の所有者等は、次に掲げるときは、市長に届け出なければならない。

- (1) 井戸を廃止したとき。
- (2) 井戸の使用を中止したとき。
- (3) 井戸を譲渡したとき。
- (4) 地域住民等への井戸水の提供ができなくなったとき。

2 前項の届出は、逗子市災害対策用指定井戸解除届出書（第4号様式）により行うものとする。

3 市長は、次に掲げるときは、指定井戸としての指定を解除するものとする。

- (1) 前項の届出があったとき。
- (2) 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったとき。
- (3) 指定井戸の所有者が第5条に規定する責務を果たさなかったとき。
- (4) その他市長が指定井戸として適当でないと認めたとき。

4 市長は、前項各号の規定に該当したときは、逗子市災害対策用指定井戸解除通知書（第5号様式）により、指定井戸の所有者等に通知するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に逗子市災害対策用指定井戸に関する要領（平成19年6月1日施行）に基づき逗子市災害対策用指定井戸の指定を受けている井戸については、この要綱の規定に基づき指定を受けた指定井戸とみなす。

第1号様式（第7条関係）

年 月 日

逗子市災害対策用指定井戸申請書

逗子市長

住 所 _____
氏名（代表者） _____ ㊟
電 話 番 号 _____

私が所有（管理）する次の井戸について、逗子市災害対策用指定井戸の確保に関する要綱の規定を遵守し、また、次の項目について承諾し、大地震その他の災害時に必要に応じて地域住民等に井戸水を提供するための逗子市災害対策用指定井戸としての指定を受けることを申請します。

- 1 災害対策用指定井戸があることを近隣に周知するため、門・塀・扉など近隣から見えるところに「災害対策用指定井戸」の看板（プレート）を掲げること。
- 2 指定井戸の水質検査の結果を、市から自治会・町内会等へ周知すること。
- 3 市が作成する防災関係資料（防災マップ・防災ハンドブック等）等に指定井戸の所在地、所有者（管理者）の住所・氏名の情報を提供すること。
- 4 防災を目的として活動する市民に対し、市から指定井戸の所在地・所有者（管理者）の住所・氏名の情報を提供すること。
- 5 指定井戸の水質検査のため、当該検査を委託する業者に対し、市から指定井戸の所在地・所有者（管理者）の住所・氏名・電話番号の情報を提供すること。

井戸の所在地	逗子市
--------	-----

第2号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

逗子市災害対策用指定井戸決定通知書

様

逗子市長



年 月 日付けで申請のありました逗子市災害対策用指定井戸の指定につきまして、
次のとおり決定しましたので、通知します。

<input type="checkbox"/> 指定します	
所在地	逗子市
所有者（管理者）氏名	
<input type="checkbox"/> 指定しません	
理由	

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

逗子市災害対策用指定井戸所有者（管理者）名義変更届出書

逗子市長

住 所 _____
氏名（代表者） _____ ㊟
電 話 番 号 _____

災害対策用指定井戸の所有者（管理者）の名義について変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

指定井戸の所在地	逗子市	
変更する事項	変更前	
	変更後	

第4号様式（第10条関係）

年 月 日

逗子市災害対策用指定井戸解除届出書

逗子市長

住 所 _____
氏名（代表者） _____ 印
電 話 番 号 _____

私が所有（管理）する井戸を逗子市災害対策用指定井戸の登録から解除することについて、次のおり届け出ます。

指定井戸の所在地	逗子市
解 除 の 理 由	該当する数字を○で囲んでください。 1 井戸を廃止した。 2 井戸の使用を中止した。 3 井戸（建物の売却に伴うものを含む。）を譲渡した。 4 井戸水の提供ができなくなった。 5 その他

第5号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

逗子市災害対策用指定井戸解除通知書

様

逗子市長



あなたが所有（管理）する次の井戸について、逗子市災害対策用指定井戸としての指定を解除することを決定しましたので、通知します。

指定井戸の所在地	逗子市 丁目 番 号
解 除 の 理 由	1 登録解除の届出があったため
	2 第3条に規定する指定要件を満たさなくなったため
	3 第5条に規定する責務を果たさなかったため
	4 その他

第 1 号様式 (第 7 条関係)

第 2 号様式 (第 7 条関係)

第 3 号様式 (第 8 条関係)

第 4 号様式 (第 10 条関係)

第 5 号様式 (第 10 条関係)